

《倉吉記者クラブに対する情報提供 添付資料》

件名：倉吉市特別職報酬等審議会の答申について

1月24日に倉吉市特別職報酬等審議会から特別職の報酬等について次のとおり答申を受けました。

1 答申内容

市長	答申額	900,000円	(現行866,000円	34,000円の引上げ)
副市長	答申額	736,000円	(現行708,000円	28,000円の引上げ)
教育長	答申額	650,000円	(現行625,000円	25,000円の引上げ)

市議会

議長	答申額	506,000円	(現行500,000円	6,000円の引上げ)
副議長	答申額	426,000円	(現行420,000円	6,000円の引上げ)
議員	答申額	395,000円	(現行390,000円	5,000円の引上げ)

市議会常任委員会の委員長職に係る報酬区分を設定することについては、見送る。

2 答申書

別紙のとおり

3 審議会開催経過

- 第1回 令和5年12月15日(金) 諮問
- 第2回 令和6年1月11日(木)
- 第3回 令和6年1月18日(木)

4 審議会委員

- 会長 生田 均(いくた ひとし) 倉吉市自治公民館連合会 会長
 - 委員 上本 武(かみもと たけし) 鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長
 - 委員 河本 勢津子(かわもと せつこ) 倉吉市男女共同参画推進市民会議 副会長
 - 委員 松本 典子(まつもと のりこ) 鳥取短期大学 学長
 - 委員 宮本 真澄(みやもと ますみ) 倉吉青年会議所 理事長
- (委員は50音順)

答申書

特別職の報酬等について（答申）

令和5年12月15日付で諮問のあったこのことについて、審議会で各種の関係資料を調査検討した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので答申します。

記

1 市長、副市長及び教育長の報酬改定について

市長、副市長及び教育長の報酬については、平成23年1月に、当時の財政状況や他の自治体との比較、平成22年度人事院勧告に基づく一般職の給料引下げなどに基づき約1.6%の引下げが行われた以降12年間改定は行われず、現在の額になっている。

平成28年6月に開催された特別職報酬等審議会では、県内4市間の均衡等を考慮して、いずれの職についても報酬を引上げすることが適当という答申がなされた。しかし同年10月に鳥取県中部地震が発災したことを受け、実際の報酬引上げは実施されなかった。

現在の報酬月額、県内4市の条例本則で規定されている額で最低である。

他県類似団体との比較においては、平均的な水準にあるといえる。

近年の本市財政状況について、引き続き厳しい状況である一方、平成28年の地震発災前後と比較しても、基金残高が増加し、地方債残高は減少するなど各種財政指標は、堅調に推移しているといえる。

人事院勧告が令和4年度、5年度と2年続けて引上げ勧告となったことを受け、一般職の給与（給料及び期末勤勉手当）は増額改定が行われている。国や県の特別職についても、令和4年度は期末手当の支給月数の増、令和5年度は報酬月額の引上げと期末手当の支給月数の増が実施されるなど、支給水準の見直しが図られている。

以上のことを踏まえると、本市が平成23年1月に実施した報酬額を継続する必然性は弱まっており、特別職の職責や県内他3市との均衡を考慮すると、一定程度の引上げを実施する必要があると考える。引上げ額については、平成28年度審議会の答申を踏まえた水準（下表参照）とすることが妥当であると判断する。

職名	改定案	現行	引上げ額	引上げ率
市長	月額 900,000円	月額 866,000円	34,000円	3.9%
副市長	月額 736,000円	月額 708,000円	28,000円	4.0%
教育長	月額 650,000円	月額 625,000円	25,000円	4.0%

2 市議会の議員の報酬改定ならびに常任委員会の委員長職における報酬額の設定について

市議会議員の報酬は、平成17年10月に引下げ改定が実施され、現在の額となって

いる。これは、旧関金町との合併に伴う議員報酬の見直しによるものである。

現在の議員報酬については、県内他3市との均衡が取れているものといえる。一方、国や鳥取県内自治体が特別職報酬の見直しを行っている現状を踏まえると、議員報酬についても一定の引上げ改定を実施することが適当である。

引上げ内容については、平成28年報酬審議会の答申内容及び令和5年度国家公務員特別職の引き上げ額を斟酌し、次のとおりとすることが妥当であると判断する。

職名	改定案	現行	引上げ額	引上げ率
議長	月額 506,000 円	月額 500,000 円	6,000 円	1.2%
副議長	月額 426,000 円	月額 420,000 円	6,000 円	1.4%
議員	月額 395,000 円	月額 390,000 円	5,000 円	1.3%

今回、市議会常任委員会の委員長職に係る報酬区分を設定することについて諮問を受けた。事務局の説明を受け、一般の議員より業務量が多く、かつ責任を担っていることは理解した。一方、県内他3市のうち常任委員会の委員長職に係る報酬区分を設定しているのは、1市のみである。

県内4市の均衡を考慮すると、常任委員会の委員長職に係る報酬区分を設定すべき根拠は乏しく、現時点においては委員長職の報酬区分の設定は見送るべきと考える。

一方で、市議会における議会改革として、議会基本条例が制定され、あるいは全議員による予算決算常任委員会が設置されたことなど、具体的な議会改革の取組みが動きを見せ始めている状況でもある。

議会改革の取組みが進み、成果が見られた時点で、審議されるべきものと考え、これを申し添える。

3 付記事項

今回の審議会での議論において、長期間にわたり報酬等審議会が開催されていないことが問題ではないか、との意見があった。特別職の報酬額について、経済情勢や市の財政状況、県内自治体や類似団体の動向を踏まえて不断に検討するため、報酬等審議会を最低でも4年に1回程度開催することについて、検討を要請する。

また非常勤の特別職について、その職にある者は市政運営上一定の責任を負っていること、また、市民要望の多様化・高度化から活動内容は複雑化していることを勘案すると、その報酬は、委員の責務と資質の向上に見合うものでなければならない。当審議会として、適切に対応されることを要請する。